

建築物省エネ法の省令・告示(概要)

現行省エネ法体系

法律「省エネ法」
(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第73条)

①告示「判断の基準」
(エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準)

②告示「設計施工指針」
(住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持管理の指針)

③告示「住宅事業建築主基準」
(特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準)

建築物省エネ法体系

法律「建築物省エネ法」
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)

④省令「基準省令」
(建築物エネルギー消費性能基準、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の基準及び建築物のエネルギー消費性能の一層の促進のために誘導すべき基準)

⑤告示「非住宅計算方法」
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する非住宅建築物に係る設計一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷の計算方法)

⑥告示「住宅計算方法」
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する住宅に係る外皮平均熱貫流率等及び設計一次エネルギー消費量の計算方法)

⑦告示「住宅仕様基準」
(国土交通大臣が定める外壁、窓等を通して熱の損失の防止に関する基準)

建築物省エネ法の省令・告示の構成(非住宅建築物)

		現行省エネ法							
		【①告示】 判断の基準						特別な調査又は研究 (モデル建物法)	
		基準値 (一次エネルギー消費量)	基準値 (外皮)	設計値 (外皮・一次エネルギー消費量)	所有者の判断の基準 (維持保全)	基準値 (一次エネルギー消費量)	基準値 (外皮)	設計値 (外皮・一次エネルギー消費量)	
建築物省エネ法	【④省令】 (基準省令)	エネルギー消費性能基準	○					○	
		誘導基準	新設	○				新設	○
	【⑤告示】 (非住宅計算方法)				○				○
	【告示】 (基本方針)					○			

建築物省エネ法の省令・告示の構成(住宅)

			現行省エネ法							
			【①告示】 判断の基準			【②告示】 設計施工指針			【③告示】 住宅事業建築主基準	
			基準値 (外皮・一 次エネル ギー消費 量)	設計値 (外皮・一 次エネル ギー消費 量)	所有者の 判断の基 準 (維持保 全)	本則 (部位別仕 様表に基 づく簡易計 算)	附則 (仕様基 準)	断熱材の 施工に関 する基準 及び維持 保全に関 する基準	基準値 (一次エネ ルギー消 費量)	設計値 (一次エネ ルギー消 費量)
建築物省エネ法	【④省令】 (基準省令)	エネルギー消費性能基準	○							
		誘導基準	新設							
		住宅事業建築主基準						○(※1)		
	【⑥告示】 (住宅計算方法)			○		○			○(※2)	
	【⑦告示】 (住宅仕様基準)						○(※3)			
【告示】 (基本方針)				○			○			

※1 新法では次期目標年度(平成32年度)以降、外皮基準への適合を求める。

※2 評価方法を一本化。

※3 エネルギー消費性能基準に基づく仕様基準を措置。